

長崎県公立大学法人教員任期規程

〔平成17年4月1日
規程第8号〕

改正 平成20年4月1日規程第41号

改正 平成29年11月2日規程第16号

改正 令和6年6月28日規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項及び長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号）第8条第4項の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年規程第41号、平成29年規程第16号、令和6年規程第12号〕

(任期及び再任)

第2条 労働契約により任期を定めて雇用する教員任期は、5年とする。

2 理事長は、前項の任期が満了した教員を再任することができる。

(昇任)

第3条 理事長は、任期を定めて雇用する教員の任期満了時又は任期中途において、当該教員を上位の職位に昇任させることができる。

(任期中途で昇任した場合の任期)

第4条 前条の規定により任期中途で昇任した場合、当該教員の昇任前の職位の残任期にかかわらず、新たな任期が始まるものとする。

(規程の公表)

第5条 この規程を制定又は改廃したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほかこの規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に採用される教員、施行日に長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例（平成17年長崎県条例第5号。以下「条例」という。）に基づいて長崎県から法人に引き継がれた教員（施行日前において、県立長崎シーボルト大学教員等の任期に関する規程により任用されていた教員で条例に基づいて引き継がれた教員（以下「旧任期制教員」という。）を除く。）のうち同意に基づいて期間を定めた労働契約を締結する教員及び旧任期制教員について適用する。
- 2 旧任期制教員の任期は、別表にかかわらず、当該教員が採用された日から施行日の前日までの期間を別表に規定する任期から控除した期間とする。

附 則（平成20年4月1日規程第41号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月2日規程第16号）

この規程は、平成29年11月2日から施行する。

附 則（令和6年6月28日規程第12号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。